

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年2月10日

【四半期会計期間】 第88期第3四半期(自平成23年10月1日至平成23年12月31日)

【会社名】 株式会社 筑波銀行

【英訳名】 Tsukuba Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 木村 興三

【本店の所在の場所】 茨城県土浦市中央二丁目11番7号

【電話番号】 土浦(029)821局8111(代表)

【事務連絡者氏名】 上席執行役員 総合企画部長 木城 洋

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区台東二丁目9番4号
株式会社筑波銀行 東京支店

【電話番号】 東京(03)3835局6031(代表)

【事務連絡者氏名】 東京支店長 根本 和 浩

【縦覧に供する場所】 株式会社筑波銀行 つくば営業部
(茨城県つくば市竹園一丁目7番)
株式会社筑波銀行 東京支店
(東京都台東区台東二丁目9番4号)
株式会社筑波銀行 松戸支店
(千葉県松戸市北松戸二丁目1番4号)
株式会社 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注)つくば営業部は、金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

		平成22年度 第3四半期 連結累計期間	平成23年度 第3四半期 連結累計期間	平成22年度
		(自 平成22年 4月1日 至 平成22年 12月31日)	(自 平成23年 4月1日 至 平成23年 12月31日)	(自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日)
経常収益	百万円	37,305	33,494	49,044
経常利益	百万円	2,814	584	3,475
四半期純利益	百万円	2,146	466	
当期純利益	百万円			2,819
四半期包括利益	百万円	1,116	1,592	
包括利益	百万円			494
純資産額	百万円	46,499	77,840	44,888
総資産額	百万円	2,107,670	2,183,841	2,085,374
1株当たり四半期純利益金額	円	26.11	5.64	
1株当たり当期純利益金額	円			33.75
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額	円		3.72	
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円			
自己資本比率	%	2.20	3.55	2.14

		平成22年度 第3四半期 連結会計期間	平成23年度 第3四半期 連結会計期間
		(自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日)	(自 平成23年 10月1日 至 平成23年 12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 (は1株当たり四半期純損失 金額)	円	2.66	10.15

- (注) 1 当行及び主な国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 第3四半期連結累計期間に係る1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 平成22年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額及び平成22年度第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は、潜在株式がないため記載しておりません。
- 4 平成22年度第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定に当たり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

なお、連結子会社の筑波信用保証株式会社といばぎん信用保証株式会社は、平成23年10月1日に筑波信用保証株式会社を存続会社として合併いたしました。いばぎん信用保証株式会社の概要は以下のとおりであります。

（平成23年9月末現在）

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	当行との関係内容				
					役員の兼 任等(人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社) いばぎん信用 保証株式会社	茨城県 水戸市	50	その他 (信用保証業)	100.00	3 (1)		預金取引 保証取引	建物 賃借	

（注）「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の（ ）内は、当行の役員（内書き）であります。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

また、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ（当行及び当行の関係会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

財政状態につきましては、総資産は、前連結会計年度末比984億67百万円増加し、2兆1,838億41百万円となりました。

また、純資産は前連結会計年度末比329億52百万円増加し、778億40百万円となりました。

預金は、前連結会計年度末比720億87百万円増加し、2兆269億70百万円となりました。種類別構成比は、定期性預金58.06%、流動性預金41.39%、その他0.55%です。

貸出金は、前連結会計年度末比286億78百万円増加し、1兆5,089億13百万円となりました。国内業務部門が1兆5,038億96百万円、国際業務部門が50億16百万円です。業種別貸出状況は、個人を含めた「その他」が全体の32.19%を占め、以下「不動産業、物品賃貸業」14.12%、「地方公共団体」11.28%と続いております。

経営成績につきましては、経常収益は、貸出金利息の減少等により資金運用収益が前第3四半期連結累計期間比34億29百万円減少したことなどから同38億10百万円減少し、334億94百万円となりました。

一方、経常費用は、国債等債券売却損等のその他業務費用が前第3四半期連結累計期間比3億94百万円増加しましたが、営業経費が同9億92百万円減少したことや、預金利息の減少により資金調達費用が同5億39百万円減少したことなどから、同15億80百万円減少し、329億9百万円となりました。

この結果、経常利益は、前第3四半期連結累計期間比22億29百万円減少し、5億84百万円となりました。

四半期純利益は、特別損益が退職給付制度改定益の計上等により前第3四半期連結累計期間比8億48百万円増加しましたが、法人税率引下げ等に伴う繰延税金資産の取崩しにより法人税等調整額を4億45百万円計上したことなどから、前第3四半期連結累計期間比16億80百万円減少の4億66百万円となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりです。

「銀行業」における、当第3四半期連結累計期間の外部顧客に対する経常収益は329億81百万円、セグメント利益は9億26百万円となりました。

「その他」における、当第3四半期連結累計期間の外部顧客に対する経常収益は5億13百万円、セグメント利益は6億97百万円となりました。

国内・国際業務部門別収支

当第3四半期連結累計期間の資金運用収支は、預金利息等の資金調達費用が減少しましたが、貸出金利
息等の資金運用収益が減少したことから、前第3四半期連結累計期間比28億92百万円減益の219億78百万
円となりました。

一方、役務取引等収支は、主として投信販売手数料の減少等により前第3四半期連結累計期間比29百万
円減益の30億7百万円となりました。

また、その他業務収支は、国債等債券売却損等のその他業務費用の増加等により前第3四半期連結累計
期間比5億90百万円減益の10億85百万円となりました。

部門別では、国内業務部門の資金運用収支は214億23百万円、役務取引等収支は38億98百万円、その他業
務収支は6億30百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第3四半期連結累計期間	24,249	620	0	24,870
	当第3四半期連結累計期間	21,423	604	50	21,978
うち資金運用収益	前第3四半期連結累計期間	28,104	797	37	165 28,698
	当第3四半期連結累計期間	24,720	749	59	141 25,269
うち資金調達費用	前第3四半期連結累計期間	3,855	177	38	165 3,828
	当第3四半期連結累計期間	3,296	145	9	141 3,290
役務取引等収支	前第3四半期連結累計期間	3,891	15	869	3,037
	当第3四半期連結累計期間	3,898	12	902	3,007
うち役務取引等 収益	前第3四半期連結累計期間	6,450	36	1,037	5,448
	当第3四半期連結累計期間	6,366	27	1,057	5,335
うち役務取引等 費用	前第3四半期連結累計期間	2,558	20	168	2,411
	当第3四半期連結累計期間	2,468	15	155	2,327
その他業務収支	前第3四半期連結累計期間	1,605	71	0	1,676
	当第3四半期連結累計期間	630	455		1,085
うちその他業務 収益	前第3四半期連結累計期間	1,739	71	0	1,809
	当第3四半期連結累計期間	1,148	465		1,614
うちその他業務 費用	前第3四半期連結累計期間	133			133
	当第3四半期連結累計期間	518	10		528

- (注) 1 「国内業務部門」は当行及び国内連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。
ただし、円建外国証券及び円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
- 2 「相殺消去額」は、連結相殺仕訳として消去した金額であります。
- 3 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用（前第3四半期連結累計期間6百万円、当第3四半期連結累計期間4
百万円）を控除して表示しております。
- 4 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、「国内業務部門」と「国際業務部門」の間の資金
貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第3四半期連結累計期間の役務取引等収益は、投信販売手数料等のその他業務の減少により前第3四半期連結累計期間比1億13百万円減少し53億35百万円となりました。役務取引等費用は前第3四半期連結累計期間比83百万円減少し23億27百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第3四半期連結累計期間	6,450	36	1,037	5,448
	当第3四半期連結累計期間	6,366	27	1,057	5,335
うち預金・貸出業務	前第3四半期連結累計期間	1,310	3	0	1,313
	当第3四半期連結累計期間	1,365	2	0	1,368
うち為替業務	前第3四半期連結累計期間	1,244	32	0	1,276
	当第3四半期連結累計期間	1,208	24	0	1,232
うち証券関連業務	前第3四半期連結累計期間	37			37
	当第3四半期連結累計期間	2			2
うち代理業務	前第3四半期連結累計期間	260			260
	当第3四半期連結累計期間	303			303
うち保護預り・貸金庫業務	前第3四半期連結累計期間	114			114
	当第3四半期連結累計期間	136			136
うち保証業務	前第3四半期連結累計期間	545	0	167	378
	当第3四半期連結累計期間	502	0	154	348
うちその他業務	前第3四半期連結累計期間	2,937		869	2,068
	当第3四半期連結累計期間	2,846		902	1,944
役務取引等費用	前第3四半期連結累計期間	2,558	20	168	2,411
	当第3四半期連結累計期間	2,468	15	155	2,327
うち為替業務	前第3四半期連結累計期間	246	13	0	259
	当第3四半期連結累計期間	242	9	0	250

(注) 1 「国内業務部門」は当行及び国内連結子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。

2 「相殺消去額」は、連結相殺仕訳として消去した金額であります。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第3四半期連結会計期間	1,976,834	6,364	7,528	1,975,670
	当第3四半期連結会計期間	2,027,641	7,010	7,681	2,026,970
うち流動性預金	前第3四半期連結会計期間	764,950		1,178	763,771
	当第3四半期連結会計期間	840,211		1,211	839,000
うち定期性預金	前第3四半期連結会計期間	1,205,650		6,350	1,199,300
	当第3四半期連結会計期間	1,183,381		6,470	1,176,911
うちその他	前第3四半期連結会計期間	6,234	6,364		12,598
	当第3四半期連結会計期間	4,048	7,010		11,058
譲渡性預金	前第3四半期連結会計期間				
	当第3四半期連結会計期間				
総合計	前第3四半期連結会計期間	1,976,834	6,364	7,528	1,975,670
	当第3四半期連結会計期間	2,027,641	7,010	7,681	2,026,970

- (注) 1 「国内業務部門」は当行及び国内連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。
ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
- 2 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
- 3 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
- 4 「相殺消去額」は、連結相殺仕訳として消去した金額であります。

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内業務部門	1,425,800	100.00	1,503,896	100.00
製造業	131,853	9.25	127,998	8.51
農業、林業	6,596	0.46	7,059	0.47
漁業	287	0.02	243	0.02
鉱業、採石業、砂利採取業	3,725	0.26	3,581	0.24
建設業	83,547	5.86	80,912	5.38
電気・ガス・熱供給・水道業	1,895	0.13	1,391	0.09
情報通信業	7,780	0.55	6,636	0.44
運輸業、郵便業	43,822	3.07	42,602	2.83
卸売業、小売業	118,602	8.32	113,678	7.56
金融業、保険業	88,218	6.19	80,992	5.39
不動産業、物品賃貸業	224,489	15.75	212,282	14.12
学術研究、専門・技術サービス	8,019	0.56	10,132	0.66
宿泊業	8,390	0.59	7,142	0.47
飲食業	17,306	1.21	16,335	1.09
生活関連サービス業、娯楽業	26,697	1.87	25,694	1.71
教育、学習支援業	8,596	0.60	8,666	0.58
医療・福祉	62,016	4.35	61,652	4.10
その他のサービス	44,893	3.15	43,097	2.87
地方公共団体	140,080	9.83	169,699	11.28
その他	398,989	27.98	484,103	32.19
国際業務部門	4,597	100.00	5,016	100.00
政府等				
金融機関				
その他	4,597	100.00	5,016	100.00
合計	1,430,397		1,508,913	

(注) 「国内業務部門」は当行及び国内連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

(4) 主要な設備

新設、休止、大規模改修、除却、売却等について、当第3四半期連結累計期間に著しい変動があった設備は、次のとおりであります。

銀行業

新設

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
当行		川島支店 玉戸支店	茨城県筑西市女方30番1	店舗	1,502.91 (1,502.91)	464.16	平成23年5月
		県庁支店 平須支店	茨城県水戸市千波町1954番1	店舗	1,979.00 (710.00)	1,159.16	平成23年9月
		多賀支店 多賀駅前支店	茨城県日立市多賀町2丁目19番1号	店舗	1,492.60 ()	874.01	平成23年9月
		古河支店 古河中央支店	茨城県古河市本町1丁目3番19号	店舗	2,117.86 ()	737.44	平成23年10月
		那珂支店 菅谷支店	茨城県那珂市竹ノ内2丁目3番14号	店舗	921.00 (921.00)	624.79	平成23年12月
		筑西支店 下館支店	茨城県筑西市甲943番1	店舗	1,787.61 (1,787.61)	876.17	平成23年12月

(注) 1 上記新築移転は、ブランチ・イン・ブランチ(店舗内店舗)形式での店舗統合であります。

2 土地の面積欄の()内は、借地の面積(うち書き)であります。

当第3四半期連結累計期間に新たに確定した設備投資計画は、次のとおりであります。

新設

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメントの 名称	設備 の 内容	投資予定額 (百万円)		資金 調達方法	着手年月	完了 予定年月
						総額	既支払額			
当行	古河支店	茨城県古河市本町1丁目3番19号	新築	銀行業	店舗	379	321	自己資金	平成23年3月	平成23年10月
	筑西支店	茨城県筑西市甲943番1	新築	銀行業	店舗	408	406	自己資金	平成23年3月	平成23年12月
	那珂支店	茨城県那珂市竹ノ内2丁目3番14号	新築	銀行業	店舗	323	300	自己資金	平成23年4月	平成23年12月
	境支店	茨城県猿島郡境町429番3号	新築	銀行業	店舗	309	156	自己資金	平成23年7月	平成24年3月
	龍ヶ崎支店	茨城県龍ヶ崎市3613番地	新築	銀行業	店舗	565	360	自己資金	平成23年7月	平成24年5月
	岩井支店	茨城県坂東市岩井3320番2	新築	銀行業	店舗	624	281	自己資金	平成23年8月	平成24年5月

(注) 上記設備計画の記載金額には、消費税等を含んでおりません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	333,000,000
第二種優先株式	709,500
第三種優先株式	10,000,000
第四種優先株式	100,000,000
計	333,000,000

(注) 計の欄には、定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	82,553,721	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株 であります。 (注2、6)
第二種優先株式	709,500	同左		単元株式数は100株 であります。 (注3、6)
第四種優先株式 (注)1	70,000,000	同左		単元株式数は100株 であります。 (注4、5、6)
計	153,263,221	同左		

(注)1. 第四種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に基づく「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であります。

(注)2. 普通株式は、議決権を有し、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式です。

(注)3. 第二種優先株式の内容は次のとおりです。

1 優先配当金

(1)優先配当金

利益配当金を支払うときは、毎年3月31日現在の本優先株主または本優先株式の登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という)に先立ち、本優先株式1株につき年60円の優先配当金を支払う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2)非累積条項

ある事業年度において本優先株主または本優先登録株式質権者に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3)非参加条項

本優先株主または本優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

(4)優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の本優先株主または本優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき30円の優先中間配当金を支払う。

2 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、本優先株主または本優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき3,000円を支払う。本優先株主に対しては、このほか残余財産の分配は行わない。

3 議決権

第二種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

ただし、第二種優先株主は、定時株主総会に優先配当金の額全部（優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、優先配当金の額全部（優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会終結の時より、優先配当金の額全部（優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

4 株式の併合または分割、株式の割当てを受ける権利等

(1)法令に別段の定めがある場合を除き、第二種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

(2)第二種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

5 金銭を対価とする取得条項

(1)金銭を対価とする取得条項

平成27年10月29日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第二種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、かかる第二種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第二種優先株主に対して交付するものとする。なお、第二種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2)取得と引換えに交付すべき財産

第二種優先株式の取得と引換えに、第二種優先株式1株につき3,000円を交付する。

6 優先順位

第二種優先株式および第四種優先株式に係る優先期末配当金、優先中間配当金及び残余財産の分配における支払順位は同順位とする。

7 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(注)4. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である第四種優先株式の特質については、当行の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株式数が変動します。また、その修正基準、修正頻度および行使価額の下限等については、以下(注)5.に記載のとおりです。

なお、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項、および株券の売買に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との取決めはありません。

(注)5. 第四種優先株式の内容は次のとおりです。

1 優先期末配当金

当銀行は、定款第45条に定める期末配当金を支払うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第四種優先株式を有する株主（以下「第四種優先株主」という。）または第四種優先株式の登録株式質権者（以下「第四種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第四種優先株式1株につき、第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記2に定める配当率（以下「第四種優先配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）の期末配当金（以下「第四種優先期末配当金」という。）を支払う。ただし、当該事業年度において第5項に定める第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

2 優先配当率

平成24年3月31日に終了する事業年度に係る第四種優先配当率

第四種優先配当率 = 初年度第四種優先期末配当金 ÷ 第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額
（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）

上記の算式において「初年度第四種優先期末配当金」とは、第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める優先配当率としての資金調達コスト（ただし、第四種優先株式の発行決議日時点において公表されている直近の優先配当率としての資金調達コストとする。）を乗じて得られる数に、払込期日より平成24年3月31日までの実日数である184を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）とする。

平成24年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係る第四種優先配当年率

第四種優先配当年率 = 預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト（ただし、預金保険機構が当該事業年度において優先配当年率としての資金調達コストを公表しない場合には、直前事業年度までに公表した優先配当年率としての資金調達コストのうち直近のもの）

上記の算式において「優先配当年率としての資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原則、毎年7月頃を目途に公表する直前事業年度に係る震災特例金融機関等の優先配当年率としての資金調達コストをいう。

ただし、優先配当年率としての資金調達コストが日本円TIBOR（12ヶ月物）または8%のうちいずれか低い方（以下「第四種優先株式上限配当率」という。）を超える場合には、第四種優先配当年率は第四種優先株式上限配当率とする。

上記の但書において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（同日が銀行休業日の場合は直後の銀行営業日）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるもの（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、4月1日（同日がロンドンの銀行休業日の場合は直後の銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。

3 非累積条項

ある事業年度において第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が第四種優先期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

4 非参加条項

第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対しては、第四種優先期末配当金の額を超えて配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

5 第四種優先中間配当金

当銀行は、定款第46条に定める中間配当を行うときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第四種優先株式1株につき、第四種優先期末配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「第四種優先中間配当金」という。）を支払う。

6 残余財産

(1) 残余財産の分配

当銀行は、残余財産を分配するときは、第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第四種優先株式1株につき、第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記(3)に定める経過第四種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2) 非参加事項

第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 経過第四種優先期末配当金相当額

第四種優先株式1株当たりの経過第四種優先期末配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第四種優先期末配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）をいう。ただし、上記の第四種優先期末配当金は、分配日の前日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストを用いて算出する。また、分配日の属する事業年度において第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対して第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

7 議決権

第四種優先株主は、全ての事項について株主総会において議決権を有しない。ただし、第四種優先株主は、()各事業年度終了後、当該事業年度に係る定時株主総会の招集のための取締役会決議までに開催される全ての取締役会において、第四種優先期末配当金の額全部（第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を行なう旨の決議がなされず、かつ、(a)当該事業年度に係る定時株主総会に第四種優先期末配当金の額全部（第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときは、その定時株主総会より、または、(b)第四種優先期末配当金の額全部（第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案がその定時株主総会において否決されたときは、その定時株主総会終了の時より、()第四種優先期末配当金の額全部（第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の取締役会決議または株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

8 普通株式を対価とする取得請求権

(1)取得請求権

第四種優先株主は、下記(2)に定める取得を請求することができる期間中、当銀行に対して自己の有する第四種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は第四種優先株主がかかる取得の請求をした第四種優先株式を取得すると引換えに、下記(3)に定める財産を当該第四種優先株主に対して交付するものとする。

(2)取得を請求することができる期間

平成24年7月1日から平成43年9月30日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

(3)取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第四種優先株式の取得と引換えに、第四種優先株主が取得の請求をした第四種優先株式数に第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(4)ないし(8)に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

(4)当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所（当銀行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最大の金融商品取引所）における当銀行の普通株式の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

(5)取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

(6)上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

(7)下限取得価額

下限取得価額は172円とする（ただし、下記(8)による調整を受ける。）。

(8)取得価額の調整

イ．第四種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。

取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- ()取得価額調整式に使用する時価(下記八.に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(8)において同じ。))その他の証券(以下「取得請求権付株式等」という。))または当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下「取得条項付株式等」という。))が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)

調整後取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- ()株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数(基準日における当銀行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。))が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

- ()取得価額調整式に使用する時価を下回る価額(下記二.に定義する。以下、本()、下記()および()ならびに下記八.()において同じ。))をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下「価額決定日」という。))に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- ()当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件(本イ.またはロ.と類似する希薄化防止のための調整を除く。))が付されている場合で、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。))における修正後の価額(以下「修正価額」という。))が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合(以下「調整係数」という。))を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

- (a)当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われていない場合

調整計数は1とする。

- (b)当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われている場合

調整計数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

- (c)当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

- ()取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記()または()による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ.に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるとときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本()による調整は行わない。

- ()株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当銀行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

- ロ. 上記イ.(i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。

- ハ.()取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本(8)に準じて調整する。

- ()取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。

- ()取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ.(i)ないし()に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ.およびロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ.() (b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.() (b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.() または()に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。

- ()取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.(i)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ.()および()の場合には0円、上記イ.()ないし()の場合には価額（ただし、()の場合は修正価額）とする。

- ニ. 上記イ.()ないし()および上記ハ.()において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

- ホ. 上記イ.()において「完全希薄化普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ.()に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

- ヘ. 上記イ.()ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.()ないし()の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

- ト. 取得価額調整式により算出された上記イ.第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式の中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切捨てる。）を使用する。

(9)合理的な措置

上記(4)ないし(8)に定める取得価額(第10項(2)に定める一斉取得価額を含む。以下、本(9)において同じ。)は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

(10)取得請求受付場所

東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号
日本証券代行株式会社

(11)取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(10)に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

9 金銭を対価とする取得条項

(1)金銭を対価とする取得条項

当銀行は、平成33年10月1日以降、取締役会が別に定める日(以下「取得日」という。)が到来したときは、法令上可能な範囲で、第四種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日(開催日を含む。)の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当銀行は、かかる第四種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第四種優先株主に対して交付するものとする。なお、第四種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。所得日の決定後も第8項(1)に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

(2)取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第四種優先株式の取得と引換えに、第四種優先株式1株につき、第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に経過第四種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本(2)においては、第6項(3)に定める経過第四種優先期末配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第四種優先期末配当金相当額を計算する。

10 普通株式を対価とする取得条項

(1)普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていない第四種優先株式の全てを、取得請求期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という。)をもって一斉取得する。この場合、当銀行は、かかる第四種優先株式を取得するのと引換えに、各第四種優先株主に対し、その有する第四種優先株式数に第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価(以下「一斉取得価額」という。)で除した数の普通株式を交付するものとする。第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(2)一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値(終値が算出されない日を除く。)に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得金額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

11 株式の分割または併合および株式無償割当て

(1)分割または併合

当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第四種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2)株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第四種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

12 優先順位

第二種優先株式および第四種優先株式に係る優先期末配当金、優先中間配当金及び残余財産の分配における支払順位は同順位とする。

13 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当銀行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

14 その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

(注)6. 当行は、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年12月31日		153,263		48,868,341		26,876,918

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第二種優先株式 709,500 第四種優先株式 70,000,000		優先株式については、前記「(1)株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式（自己株式等）			
議決権制限株式（その他）			
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 4,400		
完全議決権株式（その他）	普通株式 82,183,900	821,839	
単元未満株式	普通株式 365,421		1単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	普通株式 82,553,721 第二種優先株式 709,500 第四種優先株式 70,000,000		
総株主の議決権		821,839	

(注) 上記の「完全議決権株式（その他）」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式300株（議決権3個）が含まれております。

「完全議決権株式（自己株式等）」の中には、株主名簿上は当行名義となっておりますが実質的に所有していない株式が300株含まれております。

また、「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式87株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
当行(自己保有株式)	茨城県土浦市中央二丁目 11番7号	4,400		4,400	0.00
計		4,400		4,400	0.00

(注) 株主名簿上は、当行名義となっておりますが実質的に所有していない株式が300株含まれております。
なお、当該株式数は、上記 発行済株式の「完全議決権株式(自己株式等)」の欄に含まれております。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 当行の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
2. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(自平成23年10月1日 至平成23年12月31日)及び第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
現金預け金	191,686	189,264
コールローン及び買入手形	-	90,000
買入金銭債権	653	584
商品有価証券	611	364
金銭の信託	2,910	2,874
有価証券	² 383,969	² 361,084
貸出金	¹ 1,480,234	¹ 1,508,913
外国為替	1,412	4,837
その他資産	13,274	10,182
有形固定資産	19,161	23,189
無形固定資産	3,448	3,267
繰延税金資産	10,918	10,423
支払承諾見返	3,534	3,465
貸倒引当金	26,440	24,610
資産の部合計	2,085,374	2,183,841
負債の部		
預金	1,954,882	2,026,970
債券貸借取引受入担保金	20,000	20,000
借入金	13,800	14,580
外国為替	26	28
社債	11,590	10,440
新株予約権付社債	5,000	5,000
その他負債	22,231	18,344
賞与引当金	828	212
退職給付引当金	6,574	5,439
役員退職慰労引当金	13	11
執行役員退職慰労引当金	34	40
睡眠預金払戻損失引当金	142	100
ポイント引当金	5	4
利息返還損失引当金	0	1
偶発損失引当金	833	572
再評価に係る繰延税金負債	588	493
負ののれん	398	296
支払承諾	3,534	3,465
負債の部合計	2,040,486	2,106,001

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
純資産の部		
資本金	31,368	48,868
資本剰余金	15,075	32,575
利益剰余金	3,615	3,661
自己株式	0	1
株主資本合計	50,059	85,104
その他有価証券評価差額金	5,042	7,132
繰延ヘッジ損益	408	456
土地再評価差額金	185	221
その他の包括利益累計額合計	5,266	7,367
少数株主持分	95	102
純資産の部合計	44,888	77,840
負債及び純資産の部合計	2,085,374	2,183,841

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
経常収益	37,305	33,494
資金運用収益	28,698	25,269
(うち貸出金利息)	25,126	23,084
(うち有価証券利息配当金)	3,295	1,965
役務取引等収益	5,448	5,335
その他業務収益	1,809	1,614
その他経常収益	1,347	1,276 ¹
経常費用	34,490	32,909
資金調達費用	3,834	3,295
(うち預金利息)	2,416	1,878
役務取引等費用	2,411	2,327
その他業務費用	133	528
営業経費	24,095	23,102
その他経常費用	4,016 ²	3,655 ²
経常利益	2,814	584
特別利益	553	958
償却債権取立益	545	-
固定資産処分益	-	2
退職給付制度改定益	-	955
その他	8	-
特別損失	1,005	561
固定資産処分損	88	79
減損損失	18	38
合併関連費用	770	-
リース解約損	-	365
その他	127	77
税金等調整前四半期純利益	2,363	981
法人税、住民税及び事業税	84	62
法人税等調整額	107	445
法人税等合計	191	508
少数株主損益調整前四半期純利益	2,171	473
少数株主利益	24	7
四半期純利益	2,146	466

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,171	473
その他の包括利益	1,054	2,065
その他有価証券評価差額金	979	2,089
繰延ヘッジ損益	75	47
土地再評価差額金	-	71
四半期包括利益	1,116	1,592
親会社株主に係る四半期包括利益	1,092	1,599
少数株主に係る四半期包括利益	24	7

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
連結の範囲の重要な変更 いばぎん信用保証株式会社は、当第3四半期連結会計期間において筑波信用保証株式会社を存続会社として合併しております。これにより、当行の連結子会社は4社となりました。 なお、当該連結子会社の合併に伴う実質的な連結範囲の変更はありません。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準) 第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。 なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当第3四半期連結累計期間の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前第3四半期連結累計期間については遡及処理を行っておりません。
(確定拠出年金制度への移行) 当行は、平成23年4月1日に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。 本移行により、特別利益に退職給付制度改定益として955百万円を計上しております。
(法人税率の変更等による影響) 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来40.4%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については37.7%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.3%となります。この税率変更により、繰延税金資産は848百万円減少し、法人税等調整額は814百万円増加しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)																
<p>1 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>破綻先債権額</td> <td>2,422百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td>71,995百万円</td> </tr> <tr> <td>3ヵ月以上延滞債権額</td> <td>213百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td>2,452百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>2 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は3,982百万円であります。</p>	破綻先債権額	2,422百万円	延滞債権額	71,995百万円	3ヵ月以上延滞債権額	213百万円	貸出条件緩和債権額	2,452百万円	<p>1 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>破綻先債権額</td> <td>2,334百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td>59,572百万円</td> </tr> <tr> <td>3ヵ月以上延滞債権額</td> <td>322百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td>2,639百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>2 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は3,643百万円であります。</p>	破綻先債権額	2,334百万円	延滞債権額	59,572百万円	3ヵ月以上延滞債権額	322百万円	貸出条件緩和債権額	2,639百万円
破綻先債権額	2,422百万円																
延滞債権額	71,995百万円																
3ヵ月以上延滞債権額	213百万円																
貸出条件緩和債権額	2,452百万円																
破綻先債権額	2,334百万円																
延滞債権額	59,572百万円																
3ヵ月以上延滞債権額	322百万円																
貸出条件緩和債権額	2,639百万円																

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
<p>2 「その他経常費用」には、貸出金償却887百万円、貸倒引当金繰入額1,220百万円、株式等売却損778百万円、株式等償却202百万円を含んでおります。</p>	<p>1 「その他経常収益」には、偶発損失引当金取崩額261百万円、償却債権取立益278百万円を含んでおります。</p> <p>2 「その他経常費用」には、貸出金償却1,084百万円、貸倒引当金繰入額962百万円、株式等売却損770百万円、株式等償却461百万円を含んでおります。</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及び負ののれんの償却額は、次のとおりであります。

前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	
減価償却費	2,066百万円	減価償却費	1,634百万円
負ののれんの償却額	102百万円	負ののれんの償却額	102百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月12日 取締役会	普通株式	412	5	平成23年3月31日	平成23年6月29日	利益剰余金
	第二種 優先株式	42	60	平成23年3月31日	平成23年6月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動に関する事項

当行は、平成23年9月30日付で、金融機能強化法に基づく国の資本参加による第四種優先株式を発行いたしました。

これにより、当第3四半期連結累計期間において、資本金及び資本剰余金がそれぞれ17,500百万円増加し、当第3四半期連結会計期間末の資本金は48,868百万円、資本剰余金は32,575百万円となりました。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

1. 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント	その他	合計	調整額	四半期連結損益 計算書計上額
	銀行業				
経常収益					
外部顧客に対する経常収益	36,176	1,128	37,305		37,305
セグメント間の内部経常収益	47	1,140	1,187	1,187	
計	36,224	2,268	38,492	1,187	37,305
セグメント利益	2,431	298	2,729	85	2,814

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。
 2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、事務受託業、信用保証業、クレジットカード業、システム受託業、リース業を含んでおります。
 3. セグメント利益の調整額は、全額セグメント間取引消去であります。
 4. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。
 5. リース業を行っている筑波リース株式会社は、第1四半期連結会計期間の末日に当行が保有する同社株式を売却したものとみなし、連結の範囲から除外しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

1. 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント	その他	合計	調整額	四半期連結損益 計算書計上額
	銀行業				
経常収益					
外部顧客に対する経常収益	32,981	513	33,494		33,494
セグメント間の内部経常収益	204	1,101	897	897	
計	32,777	1,615	34,392	897	33,494
セグメント利益	926	697	228	355	584

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。
 2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、事務受託業、信用保証業、クレジットカード業、システム受託業を含んでおります。
 3. セグメント利益の調整額は、全額セグメント間取引消去であります。
 4. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(有価証券関係)

前連結会計年度

1. 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	1,002	1,011	9
地方債	3,226	3,273	46
社債	258	258	0
その他	2,394	2,184	210
外国債券	2,394	2,184	210
合計	6,880	6,726	153

2. その他有価証券(平成23年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
株式	8,282	7,054	1,228
債券	263,240	262,322	918
国債	168,674	168,279	394
地方債	19,318	19,169	149
社債	75,248	74,873	374
その他	108,339	105,443	2,896
外国債券	78,822	78,627	195
その他	29,516	26,815	2,700
合計	379,863	374,820	5,042

当第3四半期連結会計期間

1. 企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。
2. 四半期連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券(平成23年12月31日現在)

	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	9,985	10,051	65
地方債	11,478	11,579	101
社債	2,990	2,991	1
その他	2,409	2,272	136
外国債券	2,409	2,272	136
合計	26,863	26,895	32

2. その他有価証券(平成23年12月31日現在)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	6,940	5,672	1,267
債券	237,235	236,894	341
国債	143,778	143,838	59
地方債	21,099	21,130	31
社債	72,357	71,925	431
その他	94,727	89,203	5,523
外国債券	67,348	66,690	658
その他	27,378	22,513	4,865
合計	338,903	331,770	7,132

(注) その他有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって四半期連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当第3四半期連結累計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当第3四半期連結累計期間における減損処理額は、株式461百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価に比べて期末月1カ月平均時価が50%以上下落した銘柄については、一律減損処理を行い、また、期末月1カ月平均時価が30%以上50%未満下落した銘柄においては、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の業績等により時価の回復可能性を判断のうえ、回復可能性がある場合を除き、時価と取得原価の差額を償却するものとしております。

(金銭の信託関係)

金銭の信託の取得原価等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度

(1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物 金利オプション			
店頭	金利先渡契約 金利スワップ 金利オプション その他	2,000	33	33
	合計		33	33

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物 通貨オプション			
店頭	通貨スワップ 為替予約 通貨オプション その他	12,569	268	268
	合計		268	268

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

当第3四半期連結会計期間

企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。

(1) 金利関連取引（平成23年12月31日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物 金利オプション			
店頭	金利先渡契約 金利スワップ 金利オプション その他	2,000	16	16
	合計		16	16

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引（平成23年12月31日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物 通貨オプション			
店頭	通貨スワップ 為替予約 通貨オプション その他	3,050	118	118
	合計		118	118

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引(平成23年12月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成23年12月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成23年12月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引(平成23年12月31日現在)

該当ありません。

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成23年10月1日至平成23年12月31日)

共通支配下の取引等

1 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

・結合企業

名称：筑波信用保証株式会社(当行の連結子会社)

事業の内容：その他(信用保証業、事務受託業)

・被結合企業

名称：いばぎん信用保証株式会社(当行の連結子会社)

事業の内容：その他(信用保証業)

(2) 企業結合日

平成23年10月1日

(3) 企業結合の法的形式

筑波信用保証株式会社を存続会社、いばぎん信用保証株式会社を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

筑波信用保証株式会社(当行の連結子会社)

(5) その他取引の概要に関する事項

連結子会社の筑波信用保証株式会社といばぎん信用保証株式会社を合併することにより経営管理態勢を一元化するとともに、当行グループ全体の経営資源の有効活用および経営の効率化を目的とするものであります。

2 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	円	26.11	5.64
(算定上の基礎)			
四半期純利益	百万円	2,146	466
普通株主に帰属しない金額	百万円		
うち優先配当額	百万円		
普通株式に係る四半期純利益	百万円	2,146	466
普通株式の期中平均株式数	千株	82,207	82,549
(2) 潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額			3.72
(算定上の基礎)			
四半期純利益調整額	百万円		
うち優先配当額	百万円		
普通株式増加数	千株		42,576
うち優先株式	千株		42,576

なお、前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 2月10日

株式会社筑波銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 澤 陽 一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久 野 佳 樹

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社筑波銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社筑波銀行及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管している。
- 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。